

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年八月二十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年二月一日奈良県指令建第一一二―一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年八月九日建第一〇三六二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年八月九日建第五九四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋三〇番一、三〇番三、三〇番四、三〇番五、三〇番六、三〇番七、三〇番八、三〇番九、三〇番一〇、三〇番一一、三〇番一二、三〇番一三、三〇番一四、三〇番一五、三〇番一六、三〇番一七、三〇番一八及び三〇番一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市十市町四五三番五号 明日香ビル五階
株式会社明日香不動産販売 代表取締役 泉耕司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋三〇番一
下水道 桜井市大字金屋三〇番一の一部
水路 桜井市大字金屋三〇番四

一 許可番号

令和六年六月二十日奈良県指令建第一一四―一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年八月九日建第一〇三六三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市御坊町二一番三及び二一番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブノイレブ・ジャパン 代表取締役 永松文彦